

## **豊かなICT社会実現のための6原則**

ICT分野では、ハードウェアの時代、ソフトウェアの時代を経て、圧倒的な情報の集積と情報資産活用が勝負を左右する情報資産の時代(知識情報社会)が到来している。

また、固定通信と移動通信、発信者と受信者など、従来はア・プリオリに異なる概念に位置付けられていたものについて、次々とその差異が希薄化されるコンバージェンス(融合)の時代を迎えている。

このような大きな変革期を迎え、ICT戦略の抜本的な見直しが必要であり、国民の視点からの豊かなICT社会の実現のため、今後のICT政策の基本理念となる6原則、具体的な目標、政策の方向性を定めることとする。

1. 全ての国民は、いつでもどこからでも安価なブロードバンドサービスを利用することができる。(ユニバーサルアクセスの原則)

### **【目標】**

- 知識情報社会を支える基盤を構築する観点から、2015年頃を目途に、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用(「光の道」100%)を実現する。

### **【政策の方向性】**

- すべての世帯に対する「光の道」の整備を促進するため、アクセス網の整備方法(NTTの経営形態を含む)を検討し、必要な施策を実施する。
- 国民の「光の道」へのアクセス権を保障するため、ユニバーサルサービスの見直し(範囲・確保方策)を検討し、必要な施策を実施する。

2. 全ての国民は、多様な事業者により提供される多様なサービスを公平に利用することができる。(イコールアクセスの原則)

### **【目標】**

- 世界最高水準の通信インフラの安価・公平・迅速な利用を可能とし、あらゆるレイヤーにおける事業参入・事業展開を円滑化することにより、創意工夫を活かした多様なサービスの利用を実現する。

### **【政策の方向性】**

- 固定ブロードバンド市場について、メタルから光へのマイグレーションの進展状況や事業者間の競争状況等を踏まえ、FTTHやNGN等に係る競争促進策につい

て検討を行うとともに、メタルから光への移行期における接続政策等の在り方について検討を行い、必要な施策を実施する。

- モバイル化の進展、移動・固定市場の融合・連携の進展等を踏まえ、モバイル分野のオープン化策、ドミナント規制の在り方などを検討し、必要な施策を実施する。
- コンテンツのリッチ化に伴うネットワークの逼迫、コンテンツ配信事業者等の上位レイヤー事業者の増加などの新たな市場環境を踏まえ、ネットワークのオープン化の在り方(利用・負担の公平性)を検討し、必要な施策を実施する。

3. 全ての国民は、より豊かで幸福な生活を送るために、あらゆる分野でICTを活用したサービスを利用することができる。(コンビニエントアクセスの原則)

#### 【目標】

- 教育・医療・行政など、生活に密着・直結する分野を中心にICTの利活用を促進し、高齢者やチャレンジを含めて、誰もが、ICTの恩恵を迅速かつ十分に実感・享受できる豊かな社会を実現する。

#### 【政策の方向性】

- ICTの利活用を阻む規制・制度を洗い出し、その抜本見直しを実施する。
- ICTによる教育改革を実現する観点から、フューチャースクールの全国展開を図り、デジタル教科書などを活用した児童生徒が互いに教え合い、学び合う協働教育を推進する。
- 医療分野等におけるICT利活用を推進する観点から、ICTを活用した遠隔医療の普及、健康医療情報の自己管理・活用や全国どこでも緊急時に医療機関等での情報共用ができる「健康医療クラウド」の整備などを実施する。
- 国民本位の電子行政を実現する観点から、税・社会保障の共通番号の導入、24時間365日利用可能なオンライン行政サービス、標準仕様を活用したバックオフィス連携によるワンストップサービス及び添付書類の削減等を実現するとともに、電子政府や電子自治体へのクラウドサービスの導入を推進し、行政コストの削減などを図る。
- 知的財産権の保護を図りつつ、コンテンツ流通を促進するための方策を検討し、必要な施策を実施する。
- 電波の有効利用を促進する観点から、ホワイトスペース等を活用した市民メディア等の実用化に必要な施策を実施する。
- 我が国の社会・経済活動の基盤となっているインターネットにおいて、IPv4 アドレスが近く枯渇するという状況を踏まえ、インターネットの IPv6 対応の推進策を検討し、必要な施策を実施する。

4. 全ての国民は、ICTの発展の恩恵を十分享受し、安心・安全にサービスを利用することができる。(セキュアアクセスの原則)

【目標】

- 青少年をはじめとして、消費者が安心・安全に利用できるネット環境を実現するとともに、プライバシー保護を図りつつライフログなど価値ある個人情報の活用を促進することにより、権利保障と情報の利活用が両立する社会を実現する。

【政策の方向性】

- 消費者相談の件数で通信関係が常に上位を占める中で、消費者主権の一層の確立を図る観点から、一定期間内の契約解除等に関するルール化や関係ガイドラインの見直しなどを検討し、必要な施策を実施する。
- 青少年の携帯電話によるネット利用が拡大する中で、青少年が安心・安全に利用できる環境を整備する観点から、インターネット上の違法・有害情報対策の更なる強化策について検討し、必要な施策を実施する。
- インターネット上のデジタルコンテンツの流通に伴い、各国で知的財産権の侵害が問題化している状況を踏まえ、必要な施策を実施する。
- ライフログ(閲覧履歴や電子商取引の決済履歴等)について、個人情報の保護を図りつつ、匿名性を確保した形での有効活用策を検討し、必要な施策を実施する。

5. 全ての国民は、技術革新の成果を通じて提供される最先端のICTサービスを利用することができる。(イノベーションアクセスの原則)

【目標】

- 世界最先端のオープンな情報通信インフラを構築し、日本が、世界のICT産業のテストベッドとなることにより、企業による新たな技術・サービスの開発、国際展開を促進するとともに、国民がこれらのサービスをいち早く享受する環境を実現する。

【政策の方向性】

- 国際競争力の強化等の観点から、世界最先端のワイヤレステストベッドの整備やポストIPをにらんだ新世代ネットワーク技術などの中長期を見据えた研究開発を効果的・戦略的に促進するための方策を検討し、必要な施策を実施する。
- 日本の技術を国際標準(デジュリだけでなくデファクトも)にするための戦略的な取組を実施するとともに、他国の技術も柔軟に取り入れることにより、新たなビジネスを生み出す環境を整備する。

- 日本を世界有数の情報起業大国とする観点から、ベンチャー企業の出現を阻害する要因を検討し、ベンチャー企業の起業・事業展開を円滑化するために必要な施策を実施する。
- ICT分野の研究開発の成果の普及及び国際標準化の推進のために、政策金融を含めた国際協力の支援ツールがICT分野に対して活用しやすい形となるように検討を行う。

6. 全ての国民は、多様なICTサービスを使いこなす能力を習得する機会を得ることができる。(デジタルリテラシーの原則)

**【目標】**

- ICTの恩恵と弊害を自ら認識・判断した上で、ICTの利活用が生み出す多様なサービスを自由自在に利用できる能力(デジタルリテラシー)を全ての国民に涵養することにより、誰もが豊かなICT社会に参画できる環境を実現する。

**【政策の方向性】**

- 携帯電話等によるインターネットの健全な利用を促進するため、青少年のデジタルリテラシーの向上に資する教材等の開発や地域に根ざした啓発活動の実施など総合的な展開を図る。
- デジタルネイティブがICTサービスの利用を通じて映像・文章等のコンテンツを創造する上で、他人の権利侵害や自身への被害を惹起しないための対策を検討し、必要な施策を実施する。
- 全ての国民がICTを自在に活用できる社会を実現するため、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層等に対応したデジタルリテラシーを育成するためのプログラムやネットワーキングサービス等の在り方について検討し、必要な施策を実施する。